

東邦大学社会連携推進室に関する内規

(設置)

第1条 東邦大学（以下「本学」という。）教育・研究支援センターに社会連携推進室を設置する。

(目的)

第2条 地方自治体、産業界、教育・研究機関との連携・協力を推進し、本学の社会連携活動を活性化することを目的とする。

(運営)

第3条 社会連携推進に関わる業務は、社会連携推進室が主として企画・運営を担当する。

2 社会連携推進室には特任教員又は専任教職員を配置し、他の職務を併任することができる。

(業務)

第4条 社会連携推進室は、次に掲げる業務を行う。

- 1) 社会連携に係る企画、立案に関すること。
- 2) 社会連携の事業等の実施に関すること。
- 3) 社会連携に係る学外との連絡調整に関すること。
- 4) 社会連携に係る産学連携本部等学内との連絡調整に関すること。
- 5) 社会連携に係る情報の収集、整理及び情報発信に関すること。
- 6) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(改廃)

第5条 この内規の改廃は、教育・研究支援センター会議において審議のうえ、教育・研究支援センター長が決定する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。